呼 吸 器 機 能 障 害

I 身体障害認定基準

呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率(以下「指数」という。)、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは1秒量(最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長の組合せで正常ならば当然あると予測される肺活量の値)に対する百分率である。

- (1) 等級表 1 級に該当する障害は、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、 呼吸障害のため指数の測定ができないもの、指数が20以下のもの又は動脈血0₂分圧 が50Torr以下のものをいう。
- (2) 等級表3級に該当する障害は、指数が20を超え30以下のもの若しくは動脈血0₂分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの又はこれに準ずるものをいう。
- (3) 等級表 4 級に該当する障害は、指数が30を超え40以下のもの若しくは動脈血0₂分圧が60Torrを超え70Torr以下のもの又はこれに準ずるものをいう。

Ⅱ 身体障害認定要領

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に呼吸器機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

- (1) 「総括表」について
 - ア 「障害名」について

「呼吸器機能障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

原因疾患の明らかなものは、「肺結核」「肺気腫」等できる限り正確に記載する。原因疾 患の複数にわたるものは個別に列記し、また、肺機能、呼吸筋機能等の区別が明確になる よう記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について、障害認定のうえで参考となる事項を 摘記する。

別様式診断書「呼吸器の機能障害の状況及び所見」の所見欄に記載された内容は適宜省略してよいが、現状の固定、永続性の認定の参考となる治療内容等についても具体的に記載すること。

エ 「総合所見」について

経過及び現症から障害認定に必要な事項、特に換気の機能、動脈血ガス値、活動能力の程度を明記し、併せて、障害程度の変化が予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

- (2) 「呼吸器の機能障害の状況及び所見」について
 - ア 「1 身体計測」について

身体計測(身長、体重)は、正確に記載すること。

イ 「2 活動能力の程度」について

活動能力は、呼吸困難の程度を5段階に分けて、どの段階に該当するかを見ようとする ものであるから、最も適当と考えられるものを1つだけ選んで○印を付けること。

ウ 「3 胸部エックス線写真所見」について

胸部エックス線所見略図は、丁寧に明確に画き、それぞれの所見の項目について、該当するものに〇印を付けること。

エ 「4 換気の機能」と「5 動脈血ガス」について

呼吸器機能障害の場合、予測肺活量1秒率(以下「指数」という。)と動脈血ガスO2分 圧が障害程度の認定の基本となるので重要である。ただし、両者を全例に必ず実施する必 要はなく、実状に応じいずれか一方法をまず実施し、その結果が妥当でないと思われる場 合(例えば自覚症状に比し)に他方の検査を実施する。

オ 指数の算出

指数の算出は、2001年に日本呼吸器学会から「日本のスパイログラムと動脈血ガス分圧 基準値」として発表された肺活量予測式による予測肺活量を用いて算出すること。

なお、呼吸困難が強いため肺活量の測定ができない場合、その旨を記載し、かつ呼吸困難の理由が明らかになるような説明を現症欄等に記載すること。

2 障害程度の認定について

- (1) 呼吸器の機能障害の程度についての認定は、指数、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。
- (2) 呼吸器機能障害の検査指標を指数方式又は動脈血ガス方式としているのは、換気機能障害 とガス交換機能障害の両面から判定するのが客観的な方法であり、単一の検査による見落と しを避け公平を保つ必要があるためである。
- (3) 基本的には指数又は動脈血ガスO2分圧のいずれか低位の数値をもって認定することとなるが、診断書に書かれた指数、動脈血ガスの数値と活動能力の程度、臨床所見等との間に極端な不均衡がある場合には、慎重な取扱いをして認定することが必要である。
- (4) 呼吸器機能障害の認定における活動能力の程度の分類は、いわゆる修正MRC (Medical Rese arch Council) の分類に準拠している。この分類では必ずしも呼吸器機能障害に由来する活動能力の低下を一義的に表現し得るものではない。そのような意味では、等級の決定と直接結びつくものではない。そのため、呼吸機能検査成績と活動能力の程度との間に"著しい食い違い"がある場合には、呼吸器機能障害以外の原因が活動能力の低下に関与していないか、慎重に検討する必要がある。もし活動能力の低下を説明する他の原因が認められない場合に、何らかの検査 (例えば、6分間歩行試験時の酸素飽和度最低値の測定) で活動能力の低下を説明できれば、その結果を採用して等級認定をすることができる。活動能力の程度と障害等級との間にはおおむね次のような対応関係があるものとして、認定上の参考に用いる。なお、活動能力の程度と呼吸器機能障害の程度とは必ずしも一義的な関係にあるとは限らないので注意が必要である。

活動能力の程度(修正MRCグレード分類)障害等級

ア……非該当

イ・ウ……4 級

エ……3 級

才……1 級

「呼吸困難が強いため、指数の測定が不能」ということで1級に該当することもあるが、 (5) この場合には、経過、現症、総合所見等から指数の測定が不能であることを十分確認するこ とが必要である。

Ш 疑義解釈

質 疑

口 答

1. 一般的に認定基準に関する検査数値と活 が、この検査数値間においても、予測肺活 がある場合は、どのように取り扱うのか。

ないが、具体的にどのように活用するのか。

換気機能障害を測るための予測肺活量1秒率 動能力の程度に差がある場合は、検査数値|と、ガス交換機能障害を測るための動脈血02分 を優先して判定されることとなっている|圧との間には、相当程度の相関関係があるのが 一般的である。しかしながらこのような数値的 量1秒率と動脈血0₂分圧のレベルに不均衡 な食い違いが生じる場合もあり、こうした場合 には、予測肺活量1秒率の方が動脈血02分圧よ また、診断書のCO2分圧やpH値に関して|りも誤差を生じやすいことにも配慮し、努力呼 は、認定基準等では活用方法が示されてい|出曲線などの他のデータを活用したり、診断書 のCO₂分圧やpH値の数値も参考にしながら、医学 的、総合的に判断することが適当である。

> なお、等級判定上、活動能力の程度が重要で あることは言うまでもないが、認定の客観性の 確保のためには、各種の検査数値についても同 様の重要性があることを理解されたい。

- 2. 原発性肺高血圧症により在宅酸素療法を 要する場合、常時の人工呼吸器の使用の有 無にかかわらず、活動能力の程度等により 呼吸器機能障害として認定してよいか。
- 3. 肝硬変を原疾患とする肺シャントにより、 す場合は、二次的とはいえ呼吸器機能に明

原発性肺高血圧症や肺血栓塞栓症などの場合 でも、常時人工呼吸器の使用を必要とするもの であれば、呼吸器機能障害として認められるが、 在宅酸素療法の実施の事実や、活動能力の程度 のみをもって認定することは適当ではない。

肺血栓塞栓症や肺シャントなどの肺の血流障 動脈血02分圧等の検査値が認定基準を満た | 害に関しては、肺機能の障害が明確であり、 機能障害の永続性が医学的、客観的所見をもっ らかな障害があると考えられるため、呼吸 て証明でき、かつ認定基準を満たすものであれ

答 口

器機能障害として認定できるか。

機能障害として認定することが適当である。

- 準に該当する場合、次のどの方法で認定す るべきか。
- 認定する。
- 度の方の障害をもって認定する。

- 5. 呼吸器機能障害において、
- か。
- 症候群により、睡眠時は高炭酸ガス血症(低)障害として認定することは適当ではない。 換気)となるため、人工呼吸器の使用が不 可欠の場合はどのように認定するのか。
- 6. 動脈血02分圧等の検査数値の診断書記入 に際して、酸素療法を実施している者の場|室内空気吸入時のものである。 合は、どの時点での測定値を用いるべきか。

4. 重度の珪肺症等により、心臓にも機能障|肺性心は、肺の障害によって右心に負担がかか 害(肺性心)を呈している場合、呼吸器機 ることで心臓に二次的障害が生じるものであり、 能障害と心臓機能障害のそれぞれが認定基心臓機能にも呼吸器機能にも障害を生じる。

ば、一次疾患が肺外にある場合でも、呼吸器

しかし、そのために生じた日常生活の制限の 原因を「心臓機能障害」と「呼吸器機能障害」 ア. それぞれの障害の合計指数により、重複 とに分けて、それぞれの障害程度を評価し、指 数合算して認定することは不可能であるため、 イ. 一連の障害とも考えられるため、より重|原則的にはイの方法によって判定することが適 当である。

> このような場合、臨床所見、検査数値などが より障害の程度を反映すると考えられる方の障 害(「心臓機能障害」又は「呼吸器機能障害」) 用の診断書を用い、他方の障害については、「総 合所見」及び「その他の参考となる合併症状」 の中に、症状や検査数値などを記載し、日常の 生活活動の制限の程度などから総合的に等級判 定することが適当である。

これらの中枢性の呼吸機能障害は、呼吸筋や ア. 原発性肺胞低換気症候群によって、夜間|横隔膜などのいわゆる呼吸器そのものの障害に は低酸素血症がおこり、著しく睡眠が妨げ」よる呼吸器機能障害ではないが、そうした機能 られる状態のものはどのように認定するのの停止等による低酸素血症が発生する。しかし、 低酸素血症が夜間のみに限定される場合は、常 イ. 中枢型睡眠時無呼吸症候群などの低換気|時の永続的な低肺機能とは言えず、呼吸器機能

> 一方、認定基準に合致する低肺機能の状態が、 1日の大半を占める場合には認定可能であり、 特に人工呼吸器の常時の使用が必要な場合は、 1級として認定することが適当である。

認定基準に示された数値は、安静時、通常の

従って診断書に記入するのはこの状況下での

| 於 | I 知 | Ž. | □ | | 答 |
|---|-----|----|--|--|---|
| | | | 数値であるが、等級判定上必要と考えられる場合はさらに酸素吸入時または運動直後の値等を 参考値として追記することは適当と考えられる。 | | |